

平成25年 2月15日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 湊 泰孝

馬場 隆

中村 正孝

藤本 弘

石野 善司

西村 克己

亀岡市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議第3号議案

亀岡市実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市実費弁償条例（平成21年亀岡市条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市実費弁償条例の一部を改正する条例

亀岡市実費弁償条例（平成21年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第100条第1項、第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「法第100条第1項後段及び法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

第3条を次のように改める。

（実費弁償の額）

第3条 実費弁償の額は、日額2,600円とする。ただし、前条各号に規定する者のうち学識経験を有する者の実費弁償の額は、日額9,700円とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の額を実情に応じて増額することができる。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。